

住みかえーる(親・子世帯の近居・同居)
住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型 対象要件チェックシート

	助成対象要件
①子世帯の要件	
☐	「若年夫婦世帯」または「子育て世帯」である 未就学児の子どもがいるひとり親世帯は対象です。 「若年夫婦世帯」 住みかえ日時点で年齢の合計が90歳以下の夫婦を含む世帯 ※住民票の続柄が未届の夫または妻、神戸市のライフパートナー制度の宣誓書受理証、兵庫県のパートナースhip届出受理証明書の交付を受けた方は対象です。 「子育て世帯」 2025年度(令和7年度)に未就学児である子とその親を含む世帯 ※出産予定(妊婦の方)を含む ※ひとり親世帯含む
②親世帯の要件	
☐	親世帯が子世帯の親が含まれる世帯である
③移転後の子世帯と親世帯の距離の要件	
☐	住みかえにより同居または近居(同一小学校区内または直線距離で2km未満)となる
☐	移転前から同一小学校区内または直線距離で2km未満に住んでいない ※移転前から移転後も同居を継続される場合は対象外です。 ※移転前に同居の場合は申請可能です。
④移転世帯の所得の要件	
☐	夫婦いずれか一方に前年度所得がある、または申請日時点で就労している ※前年度所得の確認または就労証明書が必要です。
⑤移転先の住宅の要件	
☐	住みかえ先が、耐震基準に適合している 下記のいずれかの住宅が対象です。 ・1981年(昭和56年)6月1日以降に建築(着工)した住宅 ・1981年(昭和56年)5月31日以前に建築(着工)した住宅の場合、耐震診断により耐震性があることを確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅 ※階段室型団地は対象です。 ※共同住宅を購入する場合は、1981年(昭和56年)5月31日以前の住宅も対象です。
☐	住みかえ先が、「最低居住面積」水準以上である、かつ「フラット35の住宅床面積」の基準を満たしている 「最低居住面積」＝(10×合計人数+10)平方メートル 「フラット35の住宅床面積の基準」＝一戸建て等の場合70メートル以上 ※詳しくは住宅金融支援機構および金融機関におたずねください。
☐	移転世帯が自ら居住する住宅である
⑥その他の要件	
☐	申請日より2年以上継続して、神戸市に居住する意思がある
☐	親世帯と子世帯が同時に住みかえる場合、既に親世帯が住みかえーる(親・子世帯の近居・同居)を申請していない
☐	2025年度に「住みかえーる(団地ぐらし)」、「神戸市ひとり親世帯家賃補助」の助成を受けていない
☐	過去に住みかえーる(親・子世帯の近居・同居)を受けていない
☐	住宅扶助(生活保護法)または住宅確保給付金(生活困窮者自立支援法)を受給していない
☐	親・子世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を含まない
☐	本市移住支援施策の効果検証のため、申請者の情報を利用することに同意すること